

報告第5号

令和2年度新城市一般会計予算の継続費に係る繰越計算書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年6月10日提出

新城市長 穂 積 亮 次

## 令和2年度新城市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和2年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源			
											国庫支出金	県支出金	地方債	その他
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
2	総務費	1 総務管理費	59,476,000	22,147,000	28,529,000	50,676,000	39,666,000	11,010,000	11,010,000	1,810,000	0	0	9,200,000	0
		鳳来総合支所 等整備事業												
4	衛生費	2 清掃費	321,111,000	229,365,000	0	229,365,000	730,000	228,635,000	228,635,000	22,935,000	0	0	205,700,000	0
		クリーンセン ター整備事業												
4	衛生費	2 清掃費	519,690,000	311,814,000	0	311,814,000	53,100,000	258,714,000	258,714,000	13,014,000	0	0	245,700,000	0
		し尿等下水道 投入施設整備 事業												
8	土木費	4 都市計画費	9,624,000	4,164,000	0	4,164,000	3,500,000	664,000	664,000	664,000	0	0	0	0
		中心市街地 活性化対策 推進事業												
	合計		909,901,000	567,490,000	28,529,000	596,019,000	96,996,000	499,023,000	499,023,000	38,423,000	0	0	460,600,000	0

報告第6号

令和2年度新城市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年6月10日提出

新城市長 穂積亮次

## 令和2年度新城市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	市特別定額給付金給付事業	3,010,000	1,902,000	0	1,902,000	0	0	0	0
		庁内管理事業	6,090,000	6,090,000	0	6,090,000	0	0	0	0
		車両管理事業	3,232,000	3,232,000	0	0	0	0	0	3,232,000
		口座振替申込システム導入事業	4,680,000	4,680,000	0	4,680,000	0	0	0	0
		交通結節点整備事業	12,007,000	12,007,000	0	12,007,000	0	0	0	0
3 民生費	3 児童福祉費	放課後児童対策事業	4,488,000	4,488,000	0	4,488,000	0	0	0	0
		子育て世代包括支援センター運営事業	110,000	110,000	0	110,000	0	0	0	0
		保育所管理事業	22,881,000	22,881,000	0	22,881,000	0	0	0	0
		おおぞら園管理運営事業	1,526,000	1,526,000	0	1,526,000	0	0	0	0
		児童館運営事業	3,903,000	3,791,000	0	3,791,000	0	0	0	0
		地域子育て支援センター運営事業	1,375,000	1,375,000	0	1,375,000	0	0	0	0
4 衛生費	1 保健衛生費	感染症自宅療養者・濃厚接触者支援事業	386,000	386,000	0	386,000	0	0	0	0
		医療・介護・福祉従事者応援事業	78,345,000	78,345,000	0	78,345,000	0	0	0	0
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	119,303,000	112,410,000	0	112,410,000	0	0	0	0
6 農林水産業費	1 農業費	園芸施設団地整備事業	30,700,000	30,700,000	0	30,700,000	0	0	0	0
7 商工費	1 商工費	新型コロナウイルス感染症対策緊急基金支援事業	1,658,000	1,067,000	0	1,067,000	0	0	0	0
		飲食店・宿泊業事業者継続支援金交付事業	33,707,000	26,002,000	0	26,002,000	0	0	0	0
		飲食店等関連事業者支援金交付事業	6,000,000	6,000,000	0	6,000,000	0	0	0	0
		観光振興事業	2,954,000	2,954,000	0	2,954,000	0	0	0	0
		道の駅管理事業	10,010,000	9,275,000	0	9,275,000	0	0	0	0
		観光施設感染拡大防止対策事業	674,000	674,000	0	674,000	0	0	0	0
		桜瀬公園再整備事業	240,701,000	240,701,000	0	0	0	228,600,000	0	12,101,000

8 土木費	1 土木管理費	三遠南信自動車道建設促進事業	2,657,000	2,657,000	0	0	0	0	0	2,657,000
	2 道路橋りょう費	道路維持事業	5,150,000	5,150,000	0	0	0	0	0	5,150,000
		道整備交付金事業	167,351,000	86,125,000	0	41,224,000	0	37,000,000	0	7,901,000
		橋梁・トンネル・大型構造物長寿命化対策事業	9,315,000	9,315,000	0	4,950,000	0	0	0	4,365,000
		道路ストック対策事業	101,000,000	101,000,000	0	50,000,000	0	50,000,000	0	1,000,000
	4 都市計画費	新城駅南地区整備事業	4,392,000	4,392,000	0	0	0	0	0	4,392,000
		狭あい道路整備等推進事業	3,000,000	3,000,000	0	0	0	0	0	3,000,000
土地利用見直し事業		5,379,000	5,082,000	0	0	0	0	0	5,082,000	
9 消防費	1 消防費	新型コロナウイルス対策事業	31,321,000	31,321,000	0	31,321,000	0	0	0	0
		新型コロナウイルス対策事業	45,452,000	45,452,000	0	45,452,000	0	0	0	0
		防災行政無線保守管理事業	15,048,000	15,048,000	0	0	0	11,200,000	0	3,848,000
10 教育費	1 教育総務費	学校情報システム管理事業	70,874,000	70,874,000	0	57,909,000	0	0	0	12,965,000
	2 小学校費	小学校管理事業	14,053,000	14,053,000	0	0	0	0	0	14,053,000
	4 社会教育費	設楽原歴史資料館管理事業	234,000	234,000	0	234,000	0	0	0	0
		長篠城址史跡保存館管理事業	234,000	234,000	0	234,000	0	0	0	0
		鳳来寺山自然科学博物館管理事業	317,000	317,000	0	317,000	0	0	0	0
		作手歴史民俗資料館管理運営事業	14,000	14,000	0	14,000	0	0	0	0
		鳳来中央集会所管理運営事業	338,000	338,000	0	338,000	0	0	0	0
		西部公民館管理運営事業	394,000	394,000	0	394,000	0	0	0	0
		新城青年の家管理事業	411,000	411,000	0	411,000	0	0	0	0
		秋老勢コミュニティプラザ管理運営事業	146,000	146,000	0	146,000	0	0	0	0
		海老構造改善センター管理運営事業	104,000	104,000	0	104,000	0	0	0	0
		共育施設管理運営事業	108,000	108,000	0	108,000	0	0	0	0
	5 保健体育費	鬼久保ふれあい広場管理事業	234,000	234,000	0	234,000	0	0	0	0
新型コロナウイルス対策事業		22,823,000	22,823,000	0	22,823,000	0	0	0	0	
学校給食施設改築事業		40,548,000	40,548,000	0	0	0	38,500,000	0	2,048,000	
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	現年発生災害復旧事業	148,225,000	71,984,000	0	41,592,000	0	20,700,000	0	9,692,000
合計			1,276,862,000	1,101,954,000	0	624,468,000	0	386,000,000	0	91,486,000

報告第7号

令和2年度新城市病院事業会計予算の建設改良費に係る繰越計算書  
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙  
のとおり報告する。

令和3年6月10日提出

新城市長 穂積亮次

別紙

令和2年度新城市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を要 するたな卸資産 の購入限度額	説明
						企業債	当年度損益 勘定留保資金			
1	1		円	円	円		円	円	円	
資本的支出	建設改良費	病院改築事業費	104,228,000	35,760,000	24,487,000	24,400,000	87,000	43,981,000	-	工 事 名 : 新城市民病院外来棟空調改修工事  繰越理由 : 新型コロナウイルス感染症の影響により、工法の検討に日時を要したため

## 第71号議案

新城市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和3年6月10日提出

新城市長 穂積亮次

## 専決第4号

新城市税条例の一部改正

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日専決

新城市長 穂積亮次

## 新城市条例第9号

新城市税条例の一部を改正する条例

新城市税条例（平成17年新城市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「次条第2項及び」を「次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第53条の9に次の2項を加える。

- 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申



告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第15項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同条中第16項を削り、第17項を第16項とし、第18項を第17項とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から

令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第12条の2の見出し中「令和元年度及び令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年法律第3号。附則第22条において「平成30年改正法」という。）附則第22条第1項」を「令和3年法律第7号。附則第22条において「令和3年改正法」という。）附則第14条第1項」に、「令和元年度及び令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第21条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第22条の見出し中「令和元年度及び令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年改正法附則第22条第1項」を「令和3年改正法附則第14条第1項」に、「令和元年度及び令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第23条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第25条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第26条中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

### (市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の新都市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った改正前の新都市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定

する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。)附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第41項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する家屋及び構築物(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。)に対して課する固定資産税については、

なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

## 第72号議案

押印の義務の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定

押印の義務の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定めるものとする。

令和3年6月10日提出

新城市長 穂積亮次

押印の義務の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(新城市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 新城市固定資産評価審査委員会条例(平成17年新城市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第5条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第3項中「署名押印」を「記名」に改める。

第9条第5項中「、提出者がこれに署名押印し」を削り、同条第8項中「署名押印」を「記名」に改める。

第10条第2項及び第11条第2項中「署名押印」を「記名」に改める。

(新城市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 新城市職員の服務の宣誓に関する条例(平成17年新城市条例第42号)の一部を次のように改正する。

様式第1及び様式第2中「㊟」を削る。

(新城市火入れに関する条例の一部改正)

第3条 新城市火入れに関する条例(平成17年新城市条例第151号)の一部を次のように改正する。

様式第1中「㊟」を削る。

様式第2中「印」を削る。

(新城市学校職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第4条 新城市学校職員の服務の宣誓に関する条例(平成17年新城市条例第186号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び押印」を削る。

別記様式中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、押印の義務の見直しに伴い、規定を整理するため必要があるからである。

## 第73号議案

### 新城市税条例等の一部改正

新城市税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年6月10日提出

新城市長 穂 積 亮 次

### 新城市税条例等の一部を改正する条例

#### (新城市税条例の一部改正)

第1条 新城市税条例（平成17年新城市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第34条の7第1項第2号及び第3号中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第4号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第5号及び第6号中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第7号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第8号中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第10号中「認められるもの」の次に「、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加え、同項に次の1号を加える。

(1) 前各号に掲げるもののほか、所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、市民の福祉の増進に寄与するものとして規則で定めるもの  
第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。



附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の

軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第30条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(新城市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 新城市税条例等の一部を改正する条例（令和2年新城市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、新城市税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、新城市税条例第50条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち、新城市税条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、新城市税条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中新城市税条例第34条の7第1項第2号から第34条の7第1項第10号までの改正規定及び同条例附則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定  
令和4年1月1日

(2) 第1条中新城市税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の新城市税条例（以下「新条例」という。）第34条の7第1項第2号から第34条の7第1項第10号までの規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前の新城市税条例第34条の7第1項第2号から第34条の7第1項第10号までに規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、規定を整理する等のため必要があるからである。

## 第74号議案

### 新城市手数料条例の一部改正

新城市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年6月10日提出

新城市長 穂 積 亮 次

### 新城市手数料条例の一部を改正する条例

新城市手数料条例（平成17年新城市条例第92号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別表第16」を「別表第15」に改める。

別表第11を削り、別表第12を別表第11とし、別表第13から別表第16までを1表ずつ繰り上げる。

### 附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

### 理 由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

第75号議案

新城市訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年6月10日提出

新城市長 穂積亮次

新城市訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例（平成20年新城市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「新城市長篠字仲野16番地11」を「新城市字東沖野20番地12」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月21日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、新城市訪問看護ステーションを移転するため必要があるからである。

## 第76号議案

### 新城市企業立地奨励条例の一部改正

新城市企業立地奨励条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年6月10日提出

新城市長 穂積亮次

### 新城市企業立地奨励条例の一部を改正する条例

新城市企業立地奨励条例（平成17年新城市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「指定地区内に工場等」を「市内に工場等（敷地の面積が0.2ヘクタール以上のものに限る。）」に改め、同号を同条第2号とし、同条中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第6号中「指定地区内に」を削り、「操業等」を「操業」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条中「指定地区内に」を削る。

第5条第3号中「操業等」を「操業」に改める。

第7条第2項を次のように改める。

#### 2 立地奨励金の交付期間は、次のとおりとする。

(1) 固定資産税のうち家屋に課するもの 5年度間（新城市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例（平成20年新城市条例第35号）及び新城市過疎地域自立促進に係る固定資産税の特例に関する条例（平成17年新城市条例第95号）の規定により固定資産税の課税免除の適用を受けた者（3年度間の課税免除の適用を受けた者で、引き続き翌年度から立地奨励金の交付を受けようとするものに限る。）にあっては、2年度間）

(2) 固定資産税のうち家屋及び構築物の敷地である土地（土地の取得の日の翌日から起算して5年以内に当該土地を敷地とする家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に課するもの 5年度間（新城市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例及び新城市過疎地域自立促進に係る固定資産税の特例に関する条例の規定により固定資産税の課税免除の適用を受けた者（3年度間の課税免除の適用を受けた者で、引き続き翌年度から立地奨

励金の交付を受けようとするものに限る。) にあつては、2年度間)

(3) 固定資産税のうち償却資産に課するもの 1年度間

第9条第2号中「指定地区内の」を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 理 由

この案を提出するのは、工場等の立地における奨励の対象となる区域を変更する等のため必要があるからである。

第77号議案

令和3年度新城市一般会計補正予算（第3号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和3年6月10日提出

新城市長 穂積亮次



第78号議案

市有財産の無償譲渡

次のとおり市有財産を無償で譲渡したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

令和3年6月10日提出

新城市長 穂積亮次

1 譲渡財産

土地

所在地	地目	地積（平方メートル）
新城市細川字大沢16番2	宅地	294.81
新城市細川字大沢26番2	雑種地	56
新城市細川字大沢27番1	雑種地	522
新城市細川字大沢27番2	雑種地	46
新城市細川字大沢29番1	雑種地	39
新城市細川字大沢29番2	宅地	1454.54
新城市細川字大沢29番4	雑種地	9.91
新城市細川字大沢30番1	宅地	102.47
新城市細川字大沢31番	宅地	426.44
新城市細川字大沢32番	宅地	750.41
新城市細川字大沢33番1	宅地	542.14
新城市細川字大沢33番2	宅地	39.66
新城市細川字大沢34番3	雑種地	16
新城市細川字大沢34番4	雑種地	49
新城市細川字大沢34番5	雑種地	82
新城市細川字大沢91番	宅地	107.33

2 譲渡の相手方

細川区自治会

代表者 鈴木浩二

理由

この案を提出するのは、本譲渡財産を地域自治の確立及び推進、社会教育活動の充実並びに福祉の増進を図るための拠点として地域の自主的な管理に委ねるため、無償で譲渡する必要があるからである。







第82号議案

人権擁護委員の候補者の推薦

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和3年6月10日提出

新城市長 穂積亮次

住所	氏名	生年月日
████████████████████	鈴木良子	████████████████████

理由

この案を提出するのは、令和3年9月30日をもって任期満了となる人権擁護委員がいるため必要があるからである。

第83号議案

人権擁護委員の候補者の推薦

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和3年6月10日提出

新城市長 穂積亮次

住所	氏名	生年月日
████████████████████ ████	萩野喜久男	████████████████████

理由

この案を提出するのは、令和3年9月30日をもって任期満了となる人権擁護委員がいるため必要があるからである。